

八尾市住民健（検）診業務仕様書

1 業務名「八尾市住民健（検）診業務」

胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、骨密度検査、特定健診等健康診査、肝炎ウイルス検診、南高安地区集団健康診査

2 業務委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日

3 実施方法・実施回数

(1) 胃がん検診：胃部 X 線検査

年度内 30 単位とし、1 単位を 40 人とする。

(2) 大腸がん検診：便潜血検査 2 日法

年度内 66 単位とし、1 単位を 80 人とする。

(3) 肺がん検診・結核健診・石綿検診※：胸部 X 線検査および喀痰細胞診、石綿ばく露者の健康管理にかかる調査のための一次読影等

年度内 42 単位とし、1 単位を 90 人とする。

※石綿検診は年度内 1 単位とし、1 単位を 90 人とする。上記の 42 単位は石綿検診を含む。

(4) 乳がん検診：マンモグラフィ検査

年度内 30 単位とし、1 単位を 35 枠とする。

※40 歳代 1 人 2 枠、50 歳代以上 1 人 1 枠とする。

(5) 骨密度検査：超音波法等

年度内 13 単位とし、1 単位を 80 人とする。

(6) 特定健診等健康診査

年度内 18 単位とし、1 単位 80 人とする。

(7) 肝炎ウイルス検診（特定健診等健康診査と同時実施）

(8) 南高安地区集団健康診査

年度内 12 単位とし、午前 1 単位を 90 人、午後 1 単位 70 人とする。

※1 日 2 単位、6 日間実施する。

※各健（検）診には別途仕様書あり。

※1 単位は半日とする。

※人数については受診予想人数を換算した換算人数であり、これを保障するものではない。

※年度内の単位及び単位あたりの人数については、協議のうえ変動する場合がある。

4 実施場所

八尾市保健センター（大阪府八尾市旭ヶ丘 5-85-16 1 階・2 階）及び
コミュニティセンター等、八尾市指定の場所（八尾市内）

5 実施日時

- (1) 八尾市指定の日時（一部土日、祝日も含む）。
- (2) 受付時間は、午前の部を 9：00～11：45、午後の部を 13：00～15：30 とする。

6 対象者

- (1) 胃がん検診：満 35 歳以上で当該年度に受診しておらず、かつ前年度に八尾市が実施する胃内視鏡検査を受診していない八尾市民
- (2) 大腸がん検診：満 40 歳以上で当該年度に受診していない八尾市民
- (3) 肺がん検診・結核健診・石綿検診※：満 40 歳以上で当該年度に受診していない八尾市民
※石綿検診：八尾市民で、本人か家族が石綿に関わる仕事をしていた人、石綿を取り扱う工場などの近くに居住していた人など、石綿ばく露の不安がある人
- (4) 乳がん検診：満 40 歳以上の女性で当該年度に受診しておらず、かつ前年度に市が実施する乳がん検診を受診していない八尾市民
- (5) 骨密度検査：満 40 歳以上の女性で、当該年度に受診していない八尾市民
- (6) 特定健診等健康診査
 - ア 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の対象者
 - イ 満 40 歳以上の生活保護受給者等健康保険適用除外者のうち受診券発行者
 - ウ 八尾市国民健康保険に加入し、当該年度に 30 歳以上 40 歳未満の年齢に達する者のうち受診券発行者
- (7) 肝炎ウイルス検診（特定健診等健康診査と同時実施）：満 40 歳以上で、これまでに肝炎ウイルス検診を受診したことがない八尾市民
- (8) 南高安地区集団健康診査：(6) の対象者に加え八尾市が指定する健康診査対象者

7 業務内容

実施に伴う必要器具・物品および準備にかかる設営（事前）、業務に携わるスタッフの確保、当日の受付事務、当日会場整理、受診者案内、後片付けなどは事業者が責任をもって行うこと。本業務を受託するにあたり、事業者が所属する責任者を定め、八尾市へ書面にて報告すること（様式自由）。なお、健（検）診業務履行に際して、責任者が常駐しない場合は、代理責任者を定めて、健（検）診が安全・的確に実施できるよう統括すること。

(1) 健（検）診当日受付

受診者名簿をもとに、本人であることや保険区分等の確認を行い、対象外の人へ健（検）診は行わないこと。対象外と判明した場合は受診できない理由を説明し、八尾市職員に報告すること。

(2) 受診者への説明など

- ア 健（検）診は八尾市が事業者に委託して行うものであり、結果は八尾市において把握することや個人情報の取り扱いなどについて、十分な説明を行うこと。
- イ 健（検）診内容・注意事項の説明、受診者誘導を、表示物などを用いて行うこと。

(3) 問診

健（検）診の問診を聴取するとともに必要に応じて受診勧奨を行うこと。

(4) 健（検）診の実施内容について

ア 胃がん検診	別紙 1 参照
イ 大腸がん検診	別紙 2 参照
ウ 肺がん検診・結核健診・石綿検診	別紙 3－1、3－2 参照
エ 乳がん検診	別紙 4 参照
オ 骨密度検査	別紙 5 参照
カ 特定健診等健康診査・肝炎ウイルス検診	別紙 6 参照
キ 南高安地区集団健康診査	別紙 7 参照

8 健（検）診当日の実施体制及び苦情・事故などの対応

- (1) 健（検）診実施場所には責任管理者をおき、受診の際の安全管理を徹底し、混雑や緊急時に対応できる体制（業務時間の延長による対応など）を全日程でとること。
- (2) 健（検）診当日は、市民対応や健診の自己負担金の徴収、保健指導のため、八尾市職員や他の事業者が従事する場合があるが、各種健（検）診は事業者の管理のもと行うこと。
- (3) 受診者からの苦情及び健（検）診受診中の事故が発生しないように努めること。発生した際には、事業者が誠意をもって対応し、速やかに八尾市担当者に報告するとともに苦情又は事故が発生した経緯や対応内容について記録し、再発防止策と併せて八尾市に提出すること。

9 結果報告

健（検）診の結果報告は、各種がん検診については 30 日以内に、特定健診等健康診査については 20 日以内に、及び南高安地区集団健康診査については 30 日以内に以下のものを行う。

※早急に医療機関受診が必要な場合は、八尾市へ至急電話連絡し、健（検）診結果及び受診に必要な書類を八尾市に速やかに納品すること。

- (1) すべての健（検）診において、結果通知については、受診者の結果が記載されたもので、過去 2 年以上の受診結果が記録可能な様式とし、健（検）診結果の解説を同封のうえ、密封されたものであること。様式については八尾市の指示に従い、作成すること。
- (2) 個人のプライバシー保護の観点から、紙質は表面から内容が読み取ることのできない程度の厚み、あるいは彩色のあるものを使用し、受診者の氏名が印字されたもので、封筒・ハガキの表面に「親展」の表示をすること。
- (3) 結果通知書等に表示誤りや破損等の箇所が発見された場合は、事業者の負担において修正等を行い、滞ることなく再納品するものとする。
- (4) 受診者より健（検）診結果の再発行の申し出がなされた場合には、八尾市の指示のもと、それに応じた結果通知書を作成し、八尾市に納品すること。
- (5) がん検診結果通知については、受診者全員に個人結果通知書（ハガキまたは封書）を作成し、受診者へ郵送する。ただし、「要精密検査」判定者には、個人結果通知書の他に以下のものを作成

し、八尾市に提出すること。

ア 紹介状兼精密検査依頼書

イ 検診当日に撮影したレントゲンデータ（胃・肺・乳がん検診）

ウ 検診日単位の要精密検査一覧表（検診名・検診日・検診場所・氏名（漢字・カナ）・生年月日・年齢・性別・健康保険区分・住所・電話番号・検診結果）

※その他、詳細は各健（検）診の仕様書を参照すること。

1 0 記録の保存

- (1) 問診記録・健（検）診結果・撮影画像・標本等は少なくとも5年間は保存すること。
- (2) 契約期間終了後5年以内は、画像データ、健（検）診結果等について、八尾市から提出を求められた場合、提出すること。

1 1 がん検診の事業評価に関する検討

- (1) 事業者は、八尾市が指定する事業評価のためのチェックリストに基づく検討を実施する。
- (2) 八尾市が求めた場合は、都道府県がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度）に基づく検討をするために必要なデータを提出すること。

1 2 委託料の請求・支払い

事業者は、全ての業務の終了後、八尾市の指定する様式にて委託料の請求を行うこと。八尾市は請求書を受理してから、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求のあった日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

1 3 業務の実施に関する打合せなど

精度管理と業務を円滑に遂行するため、実施にかかわる検討会や連絡会などに参加するとともに、本仕様書並びに契約書等に定めのない事項については八尾市と協議し、業務完遂をめざし、積極的に協力すること。

1 4 再委託等

- (1) 事業者は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ八尾市に書面で承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) 再委託に生じるすべての責任は、事業者が負うものとする。
- (3) 再々委託は認めない。

1 5 第三者に及ぼした損害

- (1) 業務の遂行に伴い、通常避けることのできない理由により第三者に及ぼした損害を補償しなければならないときは、八尾市と事業者で協議し、その負担額を定めるものとする。ただし、当該損害を防止するために必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損

害については、事業者の負担とする。

- (2) 上記(1)に定めるもののほか、業務の遂行に当たり、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち八尾市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、八尾市がこれを負担する。
- (3) その他業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合においては、双方が協力して解決に当たるものとする。
- (4) 事業者は、上記に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後、遅滞なくその状況について書面をもって八尾市に通知することとする。

1 6 機密保持

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び本契約に係る個人情報保護特記事項を遵守し、対象者の個人情報を適正に収集し、保管及び使用しなければならない。

1 7 暴力団排除措置

「八尾市暴力団排除条例」（平成 25 年八尾市条例第 20 号・平成 25 年 10 月 1 日施行）の規定を遵守しなければならない。

1 8 その他

(1) セット健（検）診について

八尾市の指定するセット健（検）診を実施する（「令和 7 年度予定表」参照）。

（例）胃・大腸・肺・乳がん検診のセット

がん検診と特定健診等健康診査、骨密度検査のセット

- (2) 対象者への配布物等については事前に八尾市へ提出し、その使用について承諾を得るものとする。
- (3) 健診実施にあたり、現地等での必要な打合せに参加すること。
- (4) その他業務に関する事項は、八尾市の指示に従うものとする。
- (5) 健診を実施するにあたり、八尾市と協定を結んでいる研究機関が行う研究に協力すること。

胃がん検診（集団）仕様書

1 件名：胃がん検診（集団）

2 対象者：満 35 歳以上で当該年度に受診しておらず、かつ前年度に八尾市が実施する胃内視鏡検査を受診していない八尾市民

3 検査の精度管理

胃がん検診において、以下の全ての条件を満たすこと。

(1) 検診項目

ア 問診

現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査

(ア)撮影機器の種類を明らかにする。また撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準^(注1)を満たすものを使用する。

(イ)撮影枚数は、最低 8 枚とする。

(ウ)撮影の体位及び方法を明らかにする。また、撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式^(注1)によるものとする。

(エ)造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150ml とする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。

(オ)撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）。

(カ)（八尾市から報告を求められた場合には）撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）。

(注 1) 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会発行、新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版（2011）を参照。

(2) 胃部エックス線写真の読影方法

（八尾市から求められた場合は）読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告する。胃部エックス線写真の読影は、二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とする。必要に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影する。

(3) 検査結果及び総合判定について

検診の結果を受診者に速やかに伝える。検診結果に基づく指導区分は、「要精密検査」 および「精密検査不要」とし、以下の指導を行う。

ア 「精密検査不要」と区分された者

今後も継続して受診することで、がんの早期発見につながるため、毎年検診を受診するよう勧める。

イ 「要精密検査」と区分された者

精密検査の必要性や方法、内容について十分に説明を行い、精密検査を受診するよう指導する。他院へ紹介した場合、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。

4 システムとしての精度管理

- (1) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、八尾市から求められた項目をすべて報告する。
※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。
- (2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、八尾市から求められた項目の積極的な把握に努める。
※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。
- (3) 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の胃がん専門家※を交えた会）を設置するよう努める。
※当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家

5 事業評価に関する検討

- (1) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握する。
- (2) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。
- (3) 大阪府がん対策推進委員会がん検診部会（生活習慣病検診等管理指導協議会）、八尾市から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

6 実施体制

- (1) 従事スタッフは、管理医師1名を常駐させ、1機につき放射線技師1名、看護師（問診1名・介助1名）、誘導1名、受付1名とする。セット検診時、問診の看護師、誘導、受付は八尾市の指定する人数とする。
- (2) 1回の検診で、検診車は1機を基本とする。
- (3) 八尾市の指定する流れに沿って従事する。
- (4) プライバシーに十分配慮する。

大腸がん検診（集団）仕様書

1 件名：大腸がん検診（集団）

2 対象者：満 40 歳以上で当該年度に受診していない八尾市民

3 検査の精度管理

大腸がん検診において、以下の全ての条件を満たすこと。

(1) 検査項目

受診票の記入事項を確認のうえ、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）及び便潜血検査を行う。

(2) 便潜血検査

ア 検査は、免疫便潜血検査 2 日法を行う。

イ 便潜血検査キットのキット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を明らかにする。

ウ 大腸がん検診マニュアル（2021 年度改訂版日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行う。

エ 検体回収後原則として 24 時間以内に測定する（検査提出数が想定以上に多かった場合を除く）。

(3) 検体の取扱い

ア 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明する。

イ 採便後即日（2 日目）回収を原則とする。

ウ 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。

エ 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。

オ 検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。

(4) 検査結果及び総合判定について

検診の結果を受診者に速やかに伝える。検診結果に基づく指導区分は、「便潜血陰性」および「要精密検査」とし、以下の指導を行う。

ア 「便潜血陰性」と区分された者

今後も継続して受診することで、がんの早期発見につながるため、毎年検診を受診するよう勧める。

イ 「要精密検査」と区分された者

精密検査の必要性や方法、内容について十分に説明を行い、精密検査を受診するよう指導する。他院へ紹介した場合、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。

4 システムとしての精度管理

- (1) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、八尾市から求められた項目を全て報告する。

※ 「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

- (2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、八尾市から求められた項目の積極的な把握に努める。

※精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

5 事業評価に関する検討

- (1) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握する※。

※検診機関が単独で算出できない指標値については、八尾市と連携して把握すること。また、八尾市が集計した指標値を後から把握することも可である。

- (2) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。
- (3) 大阪府がん対策推進委員会がん検診部会（生活習慣病検診等管理指導協議会）、八尾市から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

6 実施体制

- (1) 従事スタッフは、看護師1名（問診・検体回収）とする。セット検診時、看護師は八尾市の指定する人数とする。
- (2) 八尾市の指定する流れに沿って従事する。
- (3) プライバシーに十分配慮する。

肺がん検診（集団）仕様書

1 件名：肺がん検診（集団）

2 対象者：満 40 歳以上で当該年度に受診していない八尾市民

3 検査の精度管理

肺がん検診において、以下の全ての条件を満たすこと。

(1) 検診項目

質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問（問診）の結果、50 歳以上で喫煙指数（1 日本数×年数）が 600 以上だった者（過去における喫煙者を含む）に対し行う。

※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。また、加熱式タバコについては「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える。

ア 質問（問診）

喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。また最近 6 か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧める。

イ 胸部エックス線撮影

- (ア) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医または呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行う（注 1）。
- (イ) 撮影機器の種類（直接・間接撮影、デジタル方式）、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を明らかにし、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影する（注 2）。またデジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いること（注 2）。
- (ウ) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
- (エ) 1 日あたりの実施可能人数を明らかにする。
- (オ) 事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、八尾市に提出する。
- (カ) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
- (キ) 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
- (ク) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。
- (ケ) 65 歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。
- (コ) 65 歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」第 53 条の 2 第 3 項に規定する定期の健康診断等において撮影された肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用い読影する。

注 1) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影：日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第 8 版より背腹一方向撮影を原則とする。適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置づけされ、適度な濃度とコントラストおよび良好な鮮鋭度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像ならびに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるもの。

注 2) 撮影法：日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第 8 版より

- ① 間接撮影の場合は、100mm ミラーカメラと、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用いて 120kV 以上の管電圧により撮影する。やむを得ず定格出力 125kV の撮影装置を用いる場合は、110kV 以上の管電圧による撮影を行い縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため、希土類（グラデーション型）蛍光板を用いる。定格出力 125kV 未満の撮影装置は用いない。
- ② 直接撮影（スクリーン・フィルム系）の場合は、被検者－管球間距離を 150 cm 以上とし、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用い、120kV 以上の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）による撮影がよい。やむを得ず 100～120kV の管電圧で撮影する場合も、被爆軽減のために希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）を用いる。
- ③ 直接撮影（デジタル画像）の場合は、X 線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート（IP）を用いた CR システム、平面検出器（FPD）もしくは固体半導体（CCD、CMOS など）を用いた DR システムのいずれかを使用する。管球検出器間距離（撮影距離）150 cm 以上、X 線管電圧 120～140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy 以下、グリッド比 8：1 以上、の条件下で撮影されることが望ましい。
- ④ 撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト（日本肺癌学会ホームページ、肺がん検診について）に掲載された最新情報を参照すること。

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

ウ 胸部エックス線写真の読影方法

（ア）八尾市から求められた場合、読影医の実態（読影医の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合には専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」^{（注 3）}の受講の有無等）を報告すること。

（イ）読影は、二重読影を行い、下記の要件を満たす医師が読影に従事する。

- I. 第一読影医：検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」^{（注 3）}に年 1 回以上参加していること。
- II. 第二読影医：下記のいずれかを満たすこと。
 - i. 3 年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」^{（注 3）}に年 1 回以上参加している。
 - ii. 5 年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影

講習会^(注3)に年1回以上参加している。

(ウ) 2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものの^{*}は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。

※二重読影の結果、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」の「d」「e」に該当するもの。

(エ) 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する(あるいは読影委員会等に委託する)」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行う。

(オ) 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行う。

(カ) (モニタ読影を行っている場合) 読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従う。

エ 喀痰細胞診

(ア) 対象者は、原則として年齢50歳以上喫煙指数600以上であることが判明した者(過去における喫煙者を含む)とする。喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(イ) 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

(ウ) 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を明らかにする。

(エ) 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。

(オ) 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行う^(注4)。

(カ) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。

(キ) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う^{*}。

※がん発見例については必ず見直すこと。またがん発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること。

注3) 下記講習会の具体的内容は、日本肺癌学会ホームページ(肺がん検診について)を参照すること。

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

「肺癌取扱い規約 第8版 肺がん検診の手引き改訂について」、「肺癌取扱い規約第8版「肺がん検診の手引き」改訂に関するQ&A」

「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」

「他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」

注4) 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞検査士会編集「細胞診標本作製マニュアル」参照

http://www.intercyto.com/lecture/manual/resp_manual.pdf

細胞診判定: 肺癌取扱い規約、日本肺癌学会ホームページ(肺がん検診について) 参照

「肺がん検診における喀痰細胞診の判定区分別標準的細胞」

(2) 検査結果及び総合判定について

検診の結果については、問診、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細胞診の結果を医師が総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。検診結果に基づく指導区分は、「要精密検査」 および「精密検査不要」とし、以下の指導を行う。

ア 「精密検査不要」と区分された者

今後も継続して受診することで、がんの早期発見につながるため、毎年検診を受診するよう勧める。

イ 「要精密検査」と区分された者

精密検査の必要性や方法、内容について十分に説明を行い、精密検査を受診するよう指導する。他院へ紹介した場合、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。

4 システムとしての精度管理

(1) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、八尾市から求められた項目を全て報告する。

※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、八尾市から求められた項目の積極的な把握に努める。

※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

(3) 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の肺がん専門家※を交えた会）を設置するよう努める。

※ 当該検診機関に雇用されていない肺がん検診専門家

5 事業評価に関する検討

(1) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握する。

(2) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。

(3) 大阪府がん対策推進委員会がん検診部会（生活習慣病検診等管理指導協議会）、八尾市から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

6 実施体制

(1) 従事スタッフは看護師1名（問診）、放射線技師1名、誘導1名、受付1名とする。セット検診時、問診の看護師・誘導・受付は八尾市の指定する人数とする。

(2) 八尾市の指定する流れに沿って従事する。

(3) プライバシーに十分配慮する。

石綿検診（集団）仕様書

1 件名：石綿検診（集団）

2 対象者：下記条件を満たす者

- (1) 満 40 歳以上で肺がん検診を当該年度に受診していない八尾市民
- (2) 八尾市が実施する読影調査の内容を理解し、読影調査への協力に同意する者
- (3) 同日に受診する、胸部エックス線検査画像を提供可能な者

※参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要があるもの（肺がん検診等において要精密検査とされている者など）は、医療による検査を受けていただくことが最優先であることから対象外とする。

3 検査の精度管理

検診項目は問診、胸部エックス線検査画像を用いた 1 次読影とする。

- (1) 問診（石綿ばく露の把握）：調査票を用いて、石綿ばく露の状況を把握する。

- (2) 1 次読影

ア 1 次読影チェックシートを用いて、胸部画像所見などの有無の確認や石綿読影による判定を行う。1 次読影を行う際は、既存の胸部エックス線撮影日からなるべく間をあけずに実施するよう努める。過去に撮影した胸部エックス線写真がある場合は比較読影する。なお、読影に用いた胸部エックス線検査画像※は DICOM 形式で保存し、参加者 1 人に対し 1 枚出力すること。要精密検査に該当した者については、1 枚追加すること。

※過去画像と比較読影した場合は、比較読影した過去画像も提出すること。

イ 1 次読影の結果「要精密検査」と判定された場合、紹介状と結果報告書、胸部レントゲン画像(CD-R など)を作成し、速やかに八尾市へ通知する。異常なしの場合、石綿読影の結果を八尾市に通知する。

ウ （八尾市や環境省から報告を求められた場合には）読影医師の主科、診療従事年数等を報告する。

エ 2 次読影（環境省にて実施）の結果が、八尾市よりフィードバックがあれば、1 次読影の結果と比較確認し、翌年以降の読影に活用すること。

4 実施体制

- (1) 従事スタッフは看護師 1 名（問診）、放射線技師 1 名、誘導 1 名、受付 1 名とする。セット検診時、問診の看護師・誘導・受付は八尾市の指定する人数とする。
- (2) 八尾市の指定する流れに沿って従事する。
- (3) プライバシーに十分配慮する。

5 その他

環境省から石綿読影の精度に係る調査業務の委託があった場合、別途単年度契約を結ぶこととする。

乳がん検診（集団）仕様書

1 件名：乳がん検診（集団）

2 対象者：満 40 歳以上の女性で当該年度に受診しておらず、かつ前年度に市が実施する乳がん検診を受診していない八尾市民

3 検査の精度管理

乳がん検診において、以下の全ての条件を満たすこと。

(1) 検診項目

受診票の記入事項を確認のうえ、質問（医師が自ら行う場合は問診）、乳房エックス線検査を行う。

(2) 質問（問診）

現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項を必ず聴取し、乳房の状態、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取する※。

※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代える事ができる。

(3) 撮影（撮影機器、撮影技師）

ア 乳房エックス線装置の種類を明らかにし、日本医学放射線学会の定める仕様基準^{（注 1）}を満たす。

イ マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに機器の日常点検等の管理体制を整備する。

ウ 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受ける。評価 C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。

エ 両側乳房について内外斜位方向撮影を行う。また 40 歳以上 50 歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の 2 方向を撮影する。

オ 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会^{（注 2）}を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける。評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

カ 事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、八尾市に提出する。

キ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。

ク 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備すること。

ケ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保すること。

注 1) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第

7版、マンモグラフィガイドライン第4版参照

注 2) 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会。基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

(4) 乳房エックス線読影

ア 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会（注 2）を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける。評価試験で C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

イ 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影する。

4 検査結果及び総合判定について

検診の結果を受診者に速やかに伝える。読影結果の判定は、乳房の左右それぞれに行う。一次読影・二次読影の判定が異なる場合は、カテゴリー判定の値が高い方を最終カテゴリー判定に反映させる。左右のどちらかでもカテゴリー判定が 3 以上の場合は、「要精密検査」とする。問診及び、乳房エックス線検査の結果を総合的に判定し、検診結果に基づく指導区分は「要精密検査」および「精密検査不要」とし、以下の指導を行う。

(1) 「精密検査不要」と区分された者

今後も継続して受診することで、がんの早期発見につながるため、2 年に 1 回検診を受診するよう勧める。

(2) 「要精密検査」と区分された者

精密検査の必要性や方法、内容について十分に説明を行い、精密検査を受診するよう指導する。他院へ紹介した場合、精密検査実施施設と連絡を取り、精密検査の結果の把握に努めなければならない。

5 システムとしての精度管理

(1) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、八尾市から求められた項目を全て報告する。

※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

(2) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期について、八尾市から求められた項目の積極的な把握に努める。

(3) 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の乳がん専門家※を交えた会を設置するよう努める。

※事業者には雇用されていない乳がん検診専門家

6 事業評価に関する検討

- (1) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握する※。

※検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また八尾市が集計した指標値を後から把握することも可である。

- (2) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。
- (3) 大阪府がん対策推進委員会がん検診部会（生活習慣病検診等管理指導協議会）、八尾市から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

7 実施体制

- (1) 従事スタッフは、看護師（問診1名・更衣介助1名・撮影介助1名）、診療放射線技師については1機につき1名、誘導1名とする。セット検診時、問診の看護師は八尾市の指定する人数とする。なお、診療放射線技師は、可能な限り女性技師で調整する。
- (2) 八尾市の指定する流れに沿って従事する。
- (3) プライバシーに十分配慮する。

骨密度検査仕様書

1 業務名：骨密度検査業務

2 対象者：満 40 歳以上の女性で、当該年度に受診していない八尾市民

3 検査の精度管理

(1) 検診項目

問診、骨量測定とする。

ア 問診

運動習慣、食生活の内容、現在の骨粗鬆症の通院や治療の有無などを聴取する。

イ 骨量測定

超音波法等により実施する。測定機器の種類を明らかにし機器の日常点検などの管理体制を整備する。

(2) 検査結果及び総合判定について

骨粗鬆症予防マニュアル（厚生労働省）に基づき、「異常なし」、「要指導」及び「要精密検査」に区分する。

ア 「異常なし」と区分された者

今後も継続して受診することで、骨粗鬆症予防につながるため、毎年検診を受診するよう勧める。

イ 「要指導」と区分された者

食生活指導や運動指導等日常生活上の注意を促すこと。

ウ 「要精密検査」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導すること。

(3) 検査結果報告

結果データは当日受診者へ渡すこと。

4 実施体制

(1) 従事スタッフは 3 名とし、問診・検査・誘導を行う。なお、検査は検査技師が行うこと。

(2) 八尾市の指定する流れに沿って従事する。

(3) プライバシーに十分配慮する。

特定健診等健康診査・肝炎ウイルス検査仕様書

1 件名：特定健診等健康診査・肝炎ウイルス検査業務

2 内容：特定健診等健康診査・肝炎ウイルス検査

3 対象者

(1) 特定健診等健康診査

ア 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の対象者

イ 満 40 歳以上の生活保護受給者等健康保険適用除外者のうち受診券発行者

ウ 八尾市国民健康保険に加入し、当該年度に 30 歳以上 40 歳未満の年齢に達する者のうち受診券発行者

ただし、八尾市独自の追加項目は八尾市民にのみ実施すること。

(2) 肝炎ウイルス検診（特定健診等健康診査と同時実施）

満 40 歳以上で、これまでに肝炎ウイルス検診を受診したことがない八尾市民

4 健診の精度管理

業務実施においては、本仕様書及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）（2024 年 3 月）厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室」に基づき実施すること。

5 実施方法及び実施内容

実施内容は受診票の作成、健診当日の設営・健診実施及び撤収、健診結果・保険者請求データ作成とする。検診の項目は下記のとおりとする。

(1) 特定健診等健康診査

ア 基本的な健診の項目

(ア)身体計測（身長・体重、BMI、腹囲）

(イ)血圧測定

測定回数は原則として 2 回とし、その 2 回の測定値の平均値を用いること。

(ウ)問診

看護師等による問診を実施すること。

(エ)理学的検査

視診、触診、打聴診等の身体診察を行い、他覚症状および自覚症状について医師が確認すること。

(オ)血液検査

血液検査については次の項目についてすべて実施すること。

I. 血中脂質検査：空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDL コレステ

ロール、LDL コレステロール又は Non-HDL コレステロール

II. 肝機能検査：GOT (AST)、GPT (ALT)、 γ -GTP (γ -GT)

III. 血糖検査：空腹時血糖（やむを得ない場合には随時血糖）、HbA1c

IV. 腎機能検査：血清尿酸、血清クレアチニン（e-GFR による腎機能の評価を含む）

ただし、腎機能検査は社会保険・国保組合加入者は対象外とする。

(カ)尿検査（尿糖及び尿蛋白）

イ 詳細な健診の項目

下記の実施できる条件（基準）に該当する者であって、性別や年齢などを踏まえて医師が個別に必要と判断したものについて実施すること。また、実施する場合は、受診者に十分な説明するとともに、実施理由を健診結果データに記載できるよう記録すること。

実施できる条件（基準）は下記のとおりとする。

(ア)血清クレアチニン検査（eGFR を含む）

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者

血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上、又は拡張期血圧 85mmHg 以上

血糖：空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 5.6% 以上、又は随時血糖値が 100mg/dl 以上である者

(イ)貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

(ウ)心電図検査

当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者

(エ)眼底検査

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者

血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上

血糖：空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 6.5% 以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上である者

ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。

ウ 八尾市独自の追加項目

下記の項目について、上記、基本的な健診の項目、詳細な健診の項目として実施がない八尾市民に対して実施すること。

(ア)血清アルブミン検査

(イ)血清尿酸検査

(ウ)血清クレアチニン検査（eGFR を含む）

(エ)貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

(オ)心電図検査

(2) 肝炎ウイルス検診

HCV 抗体検査、HCV 核酸増幅検査、HBS 抗原検査

6 受診票の作成・納品について

受診者全員に受診票を作成し、健診日の 15 日前までに八尾市に納品すること。受診票作成に必要なデータは健診日の納品予定日の 1 週間前までに八尾市より提供する。データ提供以降に申し込みがあった場合は、八尾市と対応について協議すること。

7 健診結果の評価及び総合判定について

健診結果については、八尾市の基準に基づいて、各項目の検査データの重症度評価を行うこと。また、問診、各項目の検査データを、医師が総合的に判断して、最終評価を行うこと。さらに、75 歳未満の受診者については、メタボリックシンドローム判定を記載すること。

8 健診結果報告

健診の結果報告は以下のものを作成し、健診実施後 20 日以内に八尾市に納品すること。また、通知書等に表示誤りや破損等の箇所が発見された場合は、事業者の負担において修正等を行い、滞ることなく再納品すること。

(1) 個人結果通知書

受診者にとって理解しやすい様式で個人結果通知書を作成すること。受診者発送用で 1 部、八尾市保管用で 1 部の計 2 部納品すること。

(2) 肝炎ウイルス検診結果通知書

肝炎ウイルス検診を受診した者に対して、結果通知書を 1 部作成し、納品すること。ただし、HCV 抗体検査陽性者又は、HBS 抗原検査陽性者に対して、結果通知書の他に以下のものを 1 部ずつ作成し、納品すること。

ア 紹介状兼精密検査依頼書

イ 精検結果通知書

(3) 健診結果の電子データ

ア 健診結果一覧表（ファイル形式 XLSX）

健診日・氏名（漢字・カナ）・生年月日・年齢・性別・健康保険区分・健診結果・服薬歴・喫煙歴等）についてデータを作成し、CD-R に保存し、納品すること。

イ 八尾市独自の追加項目・肝炎ウイルス検査結果一覧表（ファイル形式 CSV）

各項目の受診者について、八尾市指定の様式でデータを作成し、CD-R に保存し、納品すること。

ウ 請求用データ（ファイル形式 XML）

高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の対象者について、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し CD-R に保

存し、納品すること。また、社会保険加入者、国民健康保険組合加入者、後期高齢者医療加入者、八尾市国民健康保険加入者ごとにもデータを作成し、それぞれ別の CD-R に保存し、納品すること。

エ システム用データ（ファイル形式 CSV）

満 40 歳以上の生活保護受給者等健康保険適用除外者、または八尾市国民健康保険に加入し当該年度に 30 歳以上 40 歳未満の年齢に達するものについて、それぞれ八尾市指定の様式でデータを作成し、CD-R に保存し、納品すること。

9 実施体制

- (1) 従事スタッフは医師 1 名、看護師（血圧測定 1 ～ 2 名、問診 2 名、採血 2 名）、検査技師（検尿 1 名、眼底 1 名、心電図 2 名）、身体計測 1 名、採血受付 1 名、受付補助 2 名を最低限確保すること。
- (2) 八尾市の指定する流れに沿って従事すること。
- (3) プライバシーに十分配慮すること。

南高安地区集団健康診査仕様書

1 件名：南高安地区集団健康診査

2 内容：特定健診等健康診査・肝炎ウイルス検診

3 対象者

(1) 特定健診等健康診査

ア 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の対象者

イ 満 40 歳以上の生活保護受給者等健康保険適用除外者のうち受診券発行者

ウ 八尾市国民健康保険に加入し、当該年度に 30 歳以上 40 歳未満の年齢に達する者のうち受診券発行者

エ その他、八尾市が指定する健康診査対象者

ただし、八尾市独自の追加項目は八尾市民にのみ実施すること。

(2) 肝炎ウイルス検診（特定健診等健康診査と同時実施）

満 40 歳以上で、これまでに肝炎ウイルス検診を受診したことがない八尾市民

4 健診の精度管理

業務実施においては、本仕様書及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）（2024 年 3 月）厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室」に基づき実施すること。

5 実施方法及び実施内容

実施内容は受診票の作成、診療所開設に係る手続き、健診前日の設営・健診実施及び撤収、健診結果・保険者請求データ作成とする。健診の項目は下記のとおりとする。

(1) 特定健診等健康診査

ア 基本的な健診の項目

(ア)身体計測（身長・体重、BMI、腹囲）

(イ)血圧測定

測定回数は原則として 2 回とし、その 2 回の測定値の平均値を用いること。

(ウ)問診

看護師等による問診を実施すること。

(エ)理学的検査

視診、触診、打聴診等の身体診察を行い、他覚症状および自覚症状について医師が確認すること。

(オ)血液検査

血液検査については次の項目についてすべて実施すること。

- I. 血中脂質検査：空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDL コレステロール、LDL コレステロール又は Non-HDL コレステロール
 - II. 肝機能検査：GOT（AST）、GPT（ALT）、 γ -GTP（ γ -GT）
 - III. 血糖検査：空腹時血糖（やむを得ない場合には随時血糖）、HbA1c
 - IV. 腎機能検査：血清尿酸、血清クレアチニン（e-GFR による腎機能の評価を含む）
- ただし、腎機能検査は社会保険・国保組合加入者は対象外とする。

（カ）尿検査（尿糖及び尿蛋白）

イ 詳細な健診の項目

下記の実施できる条件（基準）に該当する者であって、性別や年齢などを踏まえて医師が個別に必要と判断したものについて実施すること。また、実施する場合は、受診者に十分な説明するとともに、実施理由を健診結果データに記載できるよう記録すること。

実施できる条件（基準）は下記のとおりとする。

（ア）血清クレアチニン検査（eGFR を含む）

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者

血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上、又は拡張期血圧 85mmHg 以上

血糖：空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6% 以上、又は随時血糖値が 100mg/dl 以上である者

（イ）貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

（ウ）心電図検査

当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上、若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者

（エ）眼底検査

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者

血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上

血糖：空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5% 以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上である者

ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。

ウ 八尾市独自の追加項目

下記の項目について、上記、基本的な健診の項目、詳細な健診の項目として実施がない場合に実施すること。

（ア）血清アルブミン検査

（イ）血清尿酸検査

- (ウ)血清クレアチニン検査（eGFRを含む）
- (エ)貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
- (オ)心電図検査

(2) 肝炎ウイルス検診

HCV 抗体検査、HCV 核酸増幅検査、HBS 抗原検査

6 受診票の作成・納品について

受診者全員に受診票を作成し、健診日の 30 日前までに八尾市に納品すること。受診票作成に必要なデータは健診日の納品予定日の 1 週間前までに八尾市より提供する。データ提供以降に申し込みがあった場合は、八尾市と対応について協議すること。

7 健診結果の評価及び総合判定について

健診結果については、八尾市の基準に基づいて、各項目の検査データの重症度評価を行うこと。また、問診、各項目の検査データを、医師が総合的に判断して、最終評価を行うこと。さらに、75 歳未満の受診者については、メタボリックシンドローム判定を記載すること。

8 健診結果報告

健診の結果報告は以下のものを作成し、健診実施後 30 日以内に八尾市に納品すること。また、通知書等に表示誤りや破損等の箇所が発見された場合は、事業者の負担において修正等を行い、滞ることなく再納品すること。

(1) 個人結果通知書

受診者にとって理解しやすい様式で個人結果通知書を作成すること。受診者発送用は、健診結果の解説及び八尾市の指定する階層化に該当する方へは指定するちらし等を同封のうえ、納品すること。なお、封筒については、事業者が用意すること。また、八尾市保管用で 1 部納品すること。

(2) 肝炎ウイルス検診結果通知書

肝炎ウイルス検診を受診した者に対して、結果通知書を 1 部作成し、納品すること。ただし、HCV 抗体検査陽性者又は、HBS 抗原検査陽性者に対して、結果通知書の他に以下のものを 1 部ずつ作成し、納品すること。

ア 紹介状兼精密検査依頼書

イ 精検結果通知書

(3) 健診結果の電子データ

ア 健診結果一覧表（ファイル形式 XLSX）

健診日・氏名（漢字・カナ）・生年月日・年齢・性別・健康保険区分・健診結果・服薬歴・喫煙歴等）についてデータを作成し、CD-R に保存し、納品すること。

イ 八尾市独自の追加項目・肝炎ウイルス検査結果一覧表（ファイル形式 CSV）

各項目の受診者について、八尾市指定の様式でデータを作成し、CD-R に保存し、納品すること。

ウ 請求用データ（ファイル形式 XML）

高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の対象者について厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し CD-R に保存し、納品すること。また、社会保険加入者、国民健康保険組合加入者、後期高齢者医療加入者、八尾市国民健康保険加入者ごとにもデータを作成し、それぞれ別の CD-R に保存し、納品すること。

エ システム用データ（ファイル形式 CSV）

満 40 歳以上の生活保護受給者等健康保険適用除外者、または八尾市国民健康保険に加入し当該年度に 30 歳以上 40 歳未満の年齢に達するものについて、それぞれ、八尾市指定の様式でデータを作成し、CD-R に保存し、納品すること。

9 実施体制

- (1) 従事スタッフは医師 1 名、看護師（血圧測定 1～2 名、問診 2 名、採血 2 名）、検査技師（検尿 1 名、眼底 1 名、心電図 2 名）身体計測 1 名、採血受付 1 名、受付補助 3 名を最低限確保すること。
- (2) 八尾市の指定する流れに沿って従事すること。
- (3) プライバシーに十分配慮すること。

10 その他

- (1) 健診実施にあたり、現地等での必要な打合せに参加すること（3 回程度）。
- (2) その他業務に関する事項は、八尾市の指示に従うものとする。
- (3) 健診を実施するにあたり、八尾市と協定を結んだ研究機関が行う研究に協力をする事。